

検視規則の制定について（依命通達）

（昭33.11.27 乙刑発第7号 次長から府県公安委員長、管区長あて）

今般、検視規則が国家公安委員会規則第3号をもつて別添のとおり制定され、昭和34年1月1日から施行されることとなつた。

この規則は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第229条の規定に基く検視に関し、警察官の行う手続、方法その他必要な事項を定めたものであり、別に定められた死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）と相俟つて、警察官の行う死体取扱に関する勤務及び活動の基準の準則となるものであるから、各都道府県警察におけるこれが実施については次の事項に留意の上、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、この規則の制定については、あらかじめ当庁において最高検察庁と連絡済であるので申し添える。

記

- 1 刑事訴訟法第229条に規定する検視（以下「司法検視」という。）に関係ある警察官の死体の取扱については、従前旧犯罪捜査規範（昭和25年国家公安委員会規則第4号）第2章第2節「異常死体の処理」に規定されていたところであるが、先に新警察法に基いて新たに制定された犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）には死体の取扱に関する事項は規定しないこととなつたので、今回これが取扱について司法検視に関する必要な事項を規定する検視規則を新たに制定することとしたものである。
- 2 この規則は、警察法第5条第2項第12号及び警察法施行令第13条の規定に基く国家公安委員会規則であつて、「警察職員の勤務及び活動の基準の準則」としての性質を有するものであるから、各都道府県警察においては、その所属の警察職員を具体的、個別的に規律するために、都道府県公安委員会規程等でこの準則を適用する旨の定をする等の措置を行わなければならない。
- 3 この規則は、警察官が変死者又は変死の疑のある死体（以下「変死体」という。）、すなわち、その死亡が犯罪に起因するか否かについて疑があると認められる死体を発見し、又はこのような死体がある旨の届出を受けたときの司法検視に関する手続、方法その他必要な事項を定めたものである。従つて、変死体以外の取扱に関する事項についてはもちろんのこと、変死体であつても司法検視に直接関係のない事項についてはこの規則の規定するところではない。
- 4 この規則に規定する措置は、前記のとおり司法検視に関するものであり、司法検視は犯罪捜査そのものではなく捜査の端緒を得るために行われるものであるから、最初の警察官の見分によつてその死亡が犯罪に起因することが明らかである場合には、警察官は刑事訴訟法及び犯罪捜査規範の規定に従つて直ちに検証、実況見分その他の捜査に着手しなければならないことは旧犯罪捜査規範の下におけると全く同一である。

- 5 犯罪に起因しないことが明らかな死体の取扱いについては、別に定める死体取扱規則(昭和33年国家公安委員会規則第4号)によることとなるのであるが、死亡が犯罪に起因しないことの明らかであるか否かの認定は原則的に捜査担当責任者が警察署長の指揮を受けてこれを行うこととし、いやしくもその認定を誤つて司法検視の対象となるべき死体を逸することのないように注意しなければならない。
- 6 この規則第5条の規定によつて警察官が検視の代行を行う場合において、死因の調査等のため死体の解剖を要するときは、死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)の規定に従つて行わなければならない。

しかし、死体の解剖を必要とする場合は、警察官が犯罪の容疑があると思料する場合が多いと考えられるので、犯罪の容疑を認めるときは、すみやかに代行検視を終え、捜査着手の指揮を犯罪捜査規範第76条の規定に従つて警察本部長又は警察署長に受けたのち、裁判官の鑑定処分許可状を得て鑑定人に死体の解剖を行わせなければならない。
- 7 この規則の規定に従つて司法検視の手続を行つた変死体についても、遺族等への死体の引渡、戸籍法(昭和22年法律第224号)第92条第1項の規定に基く検視及び市区町村長に対する報告と死体の引渡等については別に定める死体取扱規則の規定に従つて行わなければならない。

別 添 (略)